栃木労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月29日

栃木労働局長　白兼　俊貴

第４号中「１時間851円」を「１時間869円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月31日から効力を生ずる。

新潟労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月29日

新潟労働局長　樸葉　伸一

第４号中「１時間859円」を「１時間877円」に改める。

最低賃金の廃止決定に関する公示

富山労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第17条の規定に基づき、富山県高炉によらない製鉄、製鋼・製鋼圧延業最低賃金（平成２年富山労働基準局最低賃金公示第１号）を平成29年11月28日限り廃止する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月29日

富山労働局長　山﨑　英生

最低賃金の改正決定に関する公示

滋賀労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月29日

滋賀労働局長　大山　剛二

第４号中「１時間874円」を「１時間888円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月29日

滋賀労働局長　大山　剛二

第４号中「１時間875円」を「１時間891円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成24年滋賀労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月29日

滋賀労働局長　大山　剛二

第４号中「１時間859円」を「１時間875円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成28年滋賀労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月29日

滋賀労働局長　大山　剛二

第４号中「１時間880円」を「１時間896円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県各種商品小売業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月29日

滋賀労働局長　大山　剛二

第４号中「１時間803円」を「１時間818円」に改める。

和歌山労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年和歌山労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月29日

和歌山労働局長　松淵　厚樹

第４号中「１時間799円」を「１時間810円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月30日から効力を生ずる。

長崎労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月29日

長崎労働局長　小玉　　剛

第４号中「１時間765円」を「１時間785円」に改める。

宮崎労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年宮崎労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月29日

宮崎労働局長　吉田　研一

第４号中「１時間740円」を「１時間755円」に改める。

公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成29年11月29日　福岡地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　福岡地方検察庁　平成29年第３号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成29年11月29日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成24年11月２日から平成25年６月５日までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

上原力松、濱田勝憲らは共謀の上、被害会社が行橋市発注の工事を落札したことを知るや、同社から現場対策費名目で金員を脅し取ろうと企て、同社と永洋建設及び有限会社堀本建設との間で、本来支払うべき工事代金に現場対策費名目で840万円上乗せした金額で下請契約を締結させ、平成25年４月22日から同年６月５日までの間、前後８回にわたり、前記被害会社から永洋建設及び有限会社堀本建設へ前記840万円を含む下請代金合計4,276万2,620円を交付させ、脅し取ったものである（主な犯行態様につき後記４⑵参照）。